

○田渕参事官 本日は御多忙のところ、御参集いただき、ありがとうございます。

内閣府知財事務局の田渕でございます。

会議に先立ち、本日のオンライン会議の進行について御説明いたします。

まず、会議中はノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。マイクがミュートでない場合、事務局でミュート操作をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。

御発言を御希望の場合は、画面で手を挙げていただくとともに、挙手ボタンにてお知らせいただくよう、お願いいたします。御発言される際にはマイクをミュート解除にさせていただき、発言が終わりましたらマイクを再度ミュートにし、挙手ボタンを解除していただくよう、お願いいたします。

傍聴の方々につきましては、カメラ及びマイクを切っておいていただきますよう、お願いいたします。切っていない方については、事務局で操作させていただきます。

なお、画面上部表示タブの「カメラオフの参加者を非表示にする」を押していただきますと、カメラオフの方が非表示になりますので、画面が見にくい場合等、適宜御活用ください。

本日、御欠席の御連絡をいただいている委員が大崎委員、瀬尾委員、渡部委員となります。

続いて、本日の会議資料を確認いたします。あらかじめ送付させていただいておりますけれども、議事次第に掲載の配付資料、資料1、2、3、4、5、6の6点になります。お手元に届いていない等ございましたら、事務局のほうまで御連絡いただきますよう、お願いいたします。

それでは、ここから議事の進行を中村座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○中村委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第2回「コンテンツ小委員会」を開催いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は参考人として、特許庁の総務部総務課制度審議室の猪俣様、ABJの伊東様、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の後藤様をお招きしています。

では、議題1「模倣品の越境取引に関する規制の必要性について」、特許庁の猪俣様から発表をお願いします。

○猪俣氏 特許庁でございます。

画面に資料1を表示させていただいているところでございます。「模倣品の越境取引に

関する規制の必要性について」ということで、特許庁におきまして、商標制度小委員会を昨年の11月から開催させていただきまして、本日御出席の林いづみ委員にも委員として御出席いただいて、議論してきたものでございます。

それを受けまして、後ほど報告させていただきますけれども、3月2日に特許法等の改正法案として閣議決定させていただいているものでございます。

それでは、1ページ目を御覧ください。こちらは、財務省様が公表されております、令和2年の税関における、知的財産侵害物品の現行制度における差止状況でございます。侵害の内訳は、A-1という左下の円グラフを御覧ください。

件数ベースでは、商標権が97%弱で、圧倒的に多いというところでございます。

実際の件数につきましては、右側のグラフを御覧ください。平成17年と比較しまして、差止め件数は1万件だったものが、直近では3万305件ということで、2、3万件くらいで推移しているというところでございます。

他方、実際の一件に入っております、バッグなどの点数でございますけれども、こちらについては、平成17年は109.7万点、最近では100万点のものもありますけれども、令和2年では58.9万点ということで、小口化の傾向があるかなと思っております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。これは、昨年5月の知的財産推進計画2020を書かせていただいているものでございます。「コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築」というところで、本文に下線を引いておりますけれども、「特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討する」とさせていただきます。

次の3ページ目でございます。従来のもので、下のイメージ図も書かせていただいております。従来で言いますと、国内に事業者が介在して、模倣品が海外から流入しているというのが通常でございました。この場合、黄色の吹き出しを描いておりますけれども、国内の事業者が行う輸入行為や、誰かに譲渡したり、引き渡したりする行為が、現行での商標権の侵害行為となっているところでございます。

上の青枠内、「近年」というところでございます。eコマースの発展、国際貨物の配送料金低下などによりまして、海外の事業者が国内の事業者を介在しないで、直接模倣品を販売・送付するようなケースが急増していると言われております。

この場合、国内におられる個人の方、これはあくまで事業者でない、個人事業者として事業性がある場合には事業者になりますけれども、純粋な個人の場合ですと、こうした方々が直接海外から購入し、送付を受けた場合には、商標権の侵害とならないという状況でございます。

4ページ目を御覧ください。実際の通関手続が現行でどのようになっているかというものを書かせていただいております。上のほうに書いておりますけれども、商標権の侵害物品は、「輸入してはならない貨物」として税関で没収の対象となっております。この没収

の手続ですけれども、認定の手続によりまして、商標権の侵害物品かどうかという該当性を判断するというものがございます。

通常、下の絵で言いますと、まず、郵便物が届いたり、輸入の申告がありましたら、通関手続で審査・検査がなされます。商標権の侵害疑義物品が見つかりましたら、通常は事前に権利者から差止めの申立ての受理があるということで、下のほうでございますけれども、商標権の場合は簡素化した認定手続ということで、輸入者と権利者に手続を開始しますという通知が行くということがございます。

ここで、仮に輸入者から争う旨の申出があった場合には、通常の手続に行くわけですが、争う旨の申出がなければ、没収等ということになります。

争う旨の申出があった場合には、通常の手続に行きまして、輸入者と権利者が双方の意見を提出するというものですけれども、ここで仮に個人使用の主張がなされた場合、場合によっては、税関で反証が難しい場合には、通関手続に戻って、通関されていくというケースがあると聞いております。

次の5ページ目でございます。先ほど申し上げたような認定手続におきまして、争う旨の申出が増えております。3,000件以上の高い水準で推移しておりまして、その大半が個人使用の主張だと言われております。直近でも2019年は4,500件で、2020年で言いますと、3,700件弱ということで、高い水準で推移しているの、一番下に赤字で書いてありますけれども、模倣品の越境取引の問題について何らかの措置を講じるべきではないかというものでございます。

次の6ページ目を御覧ください。商標権の規制状況の海外との比較ということで、欧米と比較させていただいております。「個人使用目的による模倣品の輸入は税関で差し止められるか」というところでございます。アメリカは○でございます。EUにつきましても○とさせていただいております。これは備考に書いてありますけれども、従来から争いがございました。2014年に欧州連合の司法裁判所の判決におきまして、税関差止めの対象にすることを認めたというものでございます。これについて調べましたところ、EUではEU域外の事業者がEU域内に宛てて送付した模倣品については、当該EU域外の事業者の行為に商標権侵害が成立するものと解釈して、税関差止めの対象とされているということでございます。

日本では、現行制度では×ということで、個人の輸入する模倣品はそもそも個人使用目的でありますので、商標権侵害物品に該当せず、税関差止めの対象になっていないというところでございます。

EUのように海外の事業者の行為に着目して規制を行うことはできないだろうかということでございます。

今回審議会で議論いただきましたものとして、海外の事業者に着目した行為ということで、7ページ目でございます。何らかの措置を講じるべきであり、ただし、過去の検討に、個人の行為につきましてどのように考えるべきかというところがございました。個人の行

為についても、商標法で規制することについては過去に議論したことがございますが、商標法の制度趣旨、法体系、産業財産権ということで、産業の発達、そして「業として」と要件があるものを外すかどうかということについては、慎重な検討が必要ではないかということが過去の検討で指摘されており、現行でも引き続き慎重な検討が必要なのではないかと考えております。

その上で、3つ目ですけれども、海外の事業者の行為（国内の者に模倣品を直接販売・送付する行為）につきましても、現行の商標法上、商標権侵害行為とするかどうかについては明確にはなっておりません。そこで、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えまして、新たに商標権の侵害と位置づけることで、「業として」を維持しながら、模倣品の流入に歯止めをかけることができなかと考えております。

一番下の絵で言いますと、海外の事業者が日本国内に持ち込むような行為を商標権の侵害行為として明確に位置づけられないかというものでございます。

8ページ目を御覧ください。これは、商標制度小委員会及び特許制度小委員会のまとめの報告書の抜粋でございます。

まず、商標制度小委でございますけれども、「海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で検討することが適当である。新たな行為を規定する際には、本小委員会での指摘を踏まえ、規制範囲が不当に拡大しないよう留意するものとする」となっております。

特許・実用新案についても議論いただいたところでありますけれども、特許については、通常の模倣品とは異なりまして、一見して分かるようなもの、あるいは明らかに模倣しているものではなくて、例えば、100個くらいの特許権を持っている中で1つを侵害しているというのが、場合によってはあつたりいたします。そういったものについても今回の規制対象とすることがよいのかどうかについては議論がありまして、審議会では引き続き、今回の商標権及び意匠法での状況をもう少し注視したほうがいいのか、特許では商標ほど件数がないということもありまして、もう少し議論を深めていきたいとなっておりますので、まずは商標法・意匠法で措置をしていくことを考えております。

最後の9ページ目を御覧ください。これが3月2日に閣議決定いたしました法律案の概要でございます。増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応して、海外の事業者が模倣品などを郵送などにより国内に持ち込む行為を商標権等の侵害として位置づけるとなっております。

具体的には、輸入する行為につきましても、定義に「外国にある者が外国から日本国内に他人をして」これはいわゆる郵便などですけれども、「他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする」と商標法及び意匠法に書かせていただきまして、先ほど申し上げたような海外事業者が模倣品を郵送などにより国内に持ち込む行為を明確な侵害行為として位

置けたいと思っております。

今後のスケジュールにつきましては、政府として今通常国会に提出させていただきましたが、審議日程は未定となっております。

私からの説明は以上となります。

○中村委員長 どうもありがとうございました。

シンプルな法改正ですけれども、これは大きな改正ですね。

今の説明についての質疑の時間を取りたいと思います。発言のある方は挙手をしていたら、お手元の挙手ボタンでもお知らせいただければと思います。先ほど案内がありましたように、御発言される際にマイクのミュートを解除していただいて、終わったらミュートにしてくださいという進め方をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

林さん、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた資料1の9ページに、閣議決定された改正法案が書かれておりますが、商標法の2条7項で、「この法律において、輸入する行為には外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする」という表現であり、また、意匠法2条2項2項の「輸入」についても同様の表現となっております。

当初のような「直接輸入」といった表現でなくなったことは、模倣品の水際差止めにとって大変有効であると思いますので、ぜひともこの改正法案の早期成立を願っております。

さらに、実務上は模倣品の水際差止めのためにどの権利を使うのかというのは、模倣品の内容に応じて選択するだけのことです。実際に著作権や特許権に基づく水際差止めの申立ても実務上なされているところですので、特許法や著作権法についても早急に同様の見直しをすることを御検討いただければと思います。

例えば、特許権についても「この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする」という改正を行うニーズはあるものと思います。

また、著作権についても、現状「業として」に近い制限として、「侵害とみなす行為」を定める著作権法113条1項1号に、「国内において頒布する目的をもって」という文言がございます。そのような目的のない個人輸入は対象外として通関されてしまいます。ここにも今回の改正と同様に、BtoCの輸入について、例えば外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為についても、113条の1項のみなし侵害に追加することができれば、模倣品対策として大変役立つと思いますので、ぜひ特許法、著作権法における同様の改正についても前向きに御検討いただければと思います。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○上野委員 上野でございます。

ただいまのお話、勉強になりました。

今回の改正によって、今まで水際差止めが難しかったケース、すなわち輸入者から個人使用されると言われた場合に対応できるということで、非常に興味深い改正かと思いましたが、また、今回の改正によっても、個人使用のために輸入をする行為は依然として「業として」ではないので、そのような個人自体が違法になるわけではないという状態は確保されることになるという点でも、これは非常に興味深い改正だと感じました。ただ、この文言によりますと、先ほど御紹介もございましたように、「外国にある者が外国から他人をして日本国内に持ち込ませる行為」と書かれておりますので、ここでは前提として「外国にある者」が日本国内で行為をしている、という理解をすることになるのだろうと思います。日本の知的財産法は、基本的には日本国内における行為に適用されるという前提は維持されていると思いますので、外国にいる者なのだけでも日本国内で行為をしているという理解をすることになるのだろうと思います。もちろん、その者が外国にいる以上、その者に対して例えば差止請求するとかは、基本的にできないのかも知れませんが、しかし、この改正法に該当して持ち込まれた物品については水際で差止めができるということで効果があるかと思えます。ただ、その場合も輸入しようとした個人は依然として適法であるということになるのかなと理解したのですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○猪俣氏 特許庁でございます。

原則、上野先生からおっしゃっていただいたとおりかと思っております。

純粋な個人であれば、原則は今回の改正に関して侵害行為になることはございません。今回の侵害行為の対象主体は、あくまで海外にいる事業者ということになります。

それで、属地主義により日本の法律が原則適用される点で言いますと、今回の行為の既遂時は日本に持ち込んでいる時点とと思っています。飛行機からの取卸しや船からの陸揚げがなされた時点において、そういった郵便などを利用し、他人をして持ち込ませた行為を規制対象として取り締まっていくということで、明確に水際取締りができるようにするものと考えております。

先ほど、林いづみ先生からもございましたとおり、特許・実用新案についても御検討ということでございます。まずは、件数が多い商標・意匠でもよく検討させていただいて、少し件数は少ないですが、今後の知的財産の執行状況や差止状況をよく見させていただきながら、特許、実用新案についても改正が必要かどうかを検討していきたいと思っております。

○中村委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。ひとまずよろしいですか。

今の話は、次の海賊版にも関わりがあるかなと思って聞いておりました。議題2に移りましょう。「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」についての議論でございますけれども、まずは事務局から資料2の更新案について、説明いた

できます。その後で、ABJの伊東様から、海賊版サイトの現状、CODAの後藤様からCODAにおける海賊版対策等について説明いただいて、議題全体について質疑いただければと思います。

ではまず、事務局から資料2の説明をお願いできますか。

○田渕参事官 資料2の1枚目ですけれども、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」は2019年10月に公表いたしました。その後、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む改正著作権法の成立・施行など、いろいろな進捗がありましたので、必要な更新を行って、実効性のある取組を強化するものでございます。

2枚目に主な更新のポイントを掲げておりますけれども、説明は専らその次の2ページを用いて行いたいと思います。

第1段階として、できることを着実に実施するもの、第2段階として、導入・法整備に向けて準備するもの、第3段階として、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討するという、この構造自体は変えておりません。

大きな変更点を緑の字で示しております。第1段階については、普及啓発ですとか、検索サイト対策、広告出稿の抑制、フィルタリング等々を行ってきているところですが、この中では国際連携・国際執行についてさらに強化をするという内容を盛り込んでおります。

具体的には、2つ目の「諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う」というものを新たに追加しておりまして、例えば特定国に対する様々なルートを通じた働きかけ等を行うということを記載しております。

さらに、その次のポツですけれども、「民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する」という新たな取組を入れております。これはエシカルハッカー、あるいはホワイトハッカーと言われるような専門的な知見をお持ちの方々の力を借りて、発信者や設置サーバーの情報を確保するという取組でございます。

それから、リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化につきましても、リーチサイト対策については10月1日に施行されておりますので、「さらなる周知徹底を図るとともに、悪質なサイトへの取締りを進める」としております。

また、侵害コンテンツのダウンロード違法化につきましても、1月1日に施行されておりますので、「国民への普及啓発や教育の充実を図るとともに、改正法附則に基づき施行後1年を目途として効果検証を行う」としております。

第2段階につきましても、変更・更新を加えておりまして、アクセス警告方式につきましても、「セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等を促進するとともに、その効果検証やその他必要な取組について継続的に検討する」という内容を新たに盛り込んでおります。

発信者の特定の強化というところで、「発信者情報開示制度に係る法制度整備を進める」こととしております。

3 ページ目以降が、それぞれの対策内容について工程表を示してありまして、2019年10月に公表したもものからの変更点は緑字になっております。

17ページに発信者の特定の強化に関する制度改正の情報についても、詳しい説明を記載しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

○中村委員長 では、続いて伊東様から資料3について説明をお願いできますか。

○伊東氏 一般社団法人ABJの伊東と申します。よろしく申し上げます。

まず、私が海賊版サイトの状況を説明させていただきますけれども、その前に一般社団法人ABJに関して、渉外部会長の吉羽が今日は参加しておりますので、吉羽のほうから簡単に説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○中村委員長 吉羽さん、お願いします。

○吉羽氏 中村先生、大変御無沙汰しております、吉羽でございます。

私、ABJの渉外部会長ということで、簡単に一般社団法人ABJについての御説明をさせていただきます。

資料の2 ページ目になりますけれども、一般社団法人ABJは、海賊版対策を目的として2020年7月に設立いたしました。この法人は、出版社だけではなく、日本漫画家協会様、日本文芸家協会様など著者の団体様、電子書店・電子取次、通信事業者様、インターネット接続事業者様等々、海賊版対策に関するステークホルダー、皆さんに御参加いただいている海賊版対策の団体となっております。通信事業者様にも多数参加いただいております。もちろんNTTさん、KDDIさん、ソフトバンクさん、インターネット接続事業者のIIJさんやSo-netさん、ほかの幾つもの会社さんに御協力いただくという形になっております。

事業としては、ここがございますとおり、正規版サービスであることを示すABJマークの制定、その運用、それから著作権法改正に伴って、海賊版対策全般の普及啓発活動、関連する所轄される官庁様、団体様との連携、海賊版サイトのリスト作成ということで、その利活用、先ほどフィルタリングの話もございましたけれども、このリストをどう活用していくかということを中心としてやっております

出版界としては、これまでも海賊版対策、特に漫画村に対する緊急対策といった側面で活動してまいりましたけれども、やはり今後、広く関連の皆様にご協力いただきながら持続的に活動することが求められているということを考えまして、一般社団法人ABJを設立した次第でございます。

私からは以上で、この後伊東さんのほうから海賊版対策の現状ということで、実態の話をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○伊東氏 では、引き続き伊東から御説明させていただきます。

資料の次のページをお願いいたします。漫画村が消えてから、2019年6月くらいまでは



比較的海賊版の被害は落ち着いていたのですけれども、2019年の夏にhosinoromi.orgという海賊版サイトが登場して、アクセスが4000万に達し、これは我々出版社がアメリカでの法的アクションを起こして、閉鎖に追い込みました。しかしながら2019年秋以降、非常に人気の高い海賊版サイトが続々と登場して、特に2020年1月以降、アクセス数が巢籠り需要などもあって急増して、漫画村の最盛期が月間1億7000万アクセスと言われていましたが、残念ながら現在2億アクセスという非常に膨大な数になっております。

本日御出席のCODAさんが推定された、漫画村でただ読みされた金額が3200億円ですが、我々ABJの試算では、2020年1月から2021年3月までのただ読みされた金額が3150億円。これは少なくとも数字です。算定できないサイトも多数あるので、さらに多いと思います。ということは、この4月以降、日々、史上最悪が更新されていくという計算になっております。

特に、アクセス数1位と3位にすごく有力なサイトがありますが、そのサイトが非常に伸びています。前月比、1月から2月に関してはプラス19%とプラス5%という非常に伸びを示しており、またこの3月にその兄弟サイトと推定される3つ目のサイトが登場して、さらに収益を上げようといういろいろな画策しているようです。

それが全てベトナム系ということで、非常に巧妙な手段を使って身元を確定できないようにやっております。こちらが海外で法的アクションをしようとする、サーバーを移転したり、ドメインを移転したり、あらゆる対策を実施してはいますが、閉鎖には至っていない状況です。

2020年1月くらいは、海賊版の上位10サイトのアクセス数は6000万くらいだったのですが、現在は2億ということで、3倍以上という非常に危機的な状況が継続している状態になっております。

次のページをお願いします。

ただし、1ついい兆しがありまして、ダウンロード型に関しては数字が減っております。一般社団法人ABJが把握している上位10サイトのうち6サイトがダウンロード型なのですが、1月から2月の数字が全て10%以上減少しております。

結果、上位10サイトの合計アクセス数がこの1年間で初めてマイナスになりました。マイナス5%という微々たる数字といえば微々たる数字なのですが、先ほど申し上げたとおり、2020年1月から2021年の初頭にかけて6000万アクセスから2億アクセスに増えたのがようやく少し減少という形になりました。それは、ダウンロード型が全て減ったというところに基づきまして、やはり1月の改正著作権法施行と、それを周知する「STOP! 海賊版キャンペーン」の効果ではないかと我々は思っております。

逆に見方を変えると、ダウンロード型ではないベトナム系の海賊版サイトにユーザーが逃げたという結果とも言えるかもしれません。

次のページをお願いします。

我々がやった「STOP! 海賊版キャンペーン」に関して、一応御参考までに、このような

キャンペーンで、大人気の漫画24作品のメッセージバナーを作りまして、それを海賊版視聴者が多いYouTubeや海賊版サイト情報のやり取りが多いTwitterを中心にネット広告を展開して、3月末の段階で9700万回表示されております。

この効果もあってダウンロード型は減ったとは思うのですが、残念ながらこの前の2020年の夏にも「STOP!海賊版キャンペーン」を大々的にCODAさんの協力を得てやったのですが、その大々的なキャンペーンをやりながら、海賊版サイトが非常に伸びてしまったということで、我々はちょっとショックを受けております。

取りあえず、ダウンロード版に関しては少し希望が見えてきましたけれども、上位にいるベトナム系を中心とする海外に運営者がいて、海外のサーバーを使っている悪質なサイトへの対策が今急務という状態になっております。

私からは以上になります。

○中村委員長 ありがとうございます。

続いて、CODAの後藤様から資料4の説明をお願いします。

○後藤氏 後藤でございます。本年度も皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、「CODAの活動とご提案」ということで始めさせていただきたいと思っております。前もABJの伊東さんからお話がございましたが、出版や漫画等に係る海賊版、さらには映像に関する映画、放送番組、アニメーションの海賊版の被害が非常に甚大になっているというのが現実でございます。

次のページをお願いします。

これが先ほどの対策メニューに基づきまして、CODAが対応している対策でございます。

まず、1番目として著作権教育・意識の啓発ということで、文化庁さんと一緒にハローキティちゃんに著作権広報大使として活動をしていただいているということで、ポスターやクイズをウェブ上で展開しております。

そして、先ほど伊東さんからもありましたけれども、「STOP!海賊版」ということで、このような漫画で子供向けに啓発のツールを作っているというところなんです。

そして、不正商品対策協議会、警察庁の団体ですけれども、ここと一緒にウェブ上で「オリジナルを守ろう!」といった啓発活動をしているというところなんです。

そして、正規版の流通促進であります。中国において外国著作権認証機構の申請というのをしています。今、最終段階の申請でありまして、近いうちに公安のほうでそれが受理されるか否かというところでもあります。

これの目的ですけれども、今中国において、海外のライセンスを受けた独占ライセンスがインターネット上の海賊版に対して、私は独占ライセンスを持っているにもかかわらず、あなたは無断でやっていますねということで、それに対して警告してそのサイトを閉鎖させたり、損害賠償を取っていくという実態があります。その場合、裏付けとして、認証機構が発行した著作権の帰属証明というのが広く利用されているところでもあります。

中国において、映像に関する日本の認証機構がなかったものですから、中国の大手プラ

ットフォーマーのほうから、ぜひともCODAさん、申請して認証機構になってくださいという要望がありましたので申請しているところでもあります。CODAが認証機構に指定されれば、中国のオンライン上でもさらに正規流通とその侵害対策というものがいっそう進むものと思っています。

海賊版対策で今一番求められておりますのが国際執行でありまして、まず、海賊版対策の中心となる組織の設置ということで、先ほど来お話が出ていますフォレンジック調査をする意味で、エシカルハッカー、サイバーセキュリティの専門家の皆さん、国際的な法律事務所の調査チームを昨年度からつくっておりました、今年度から本格的に実施するところでもあります。いわゆるサイトの運営者の追及・特定といった国際執行プロジェクトということで、CBEPと名付けております。

これで得られました情報に基づきまして、次の国際連携・国際執行ですけれども、いわゆる米国での発信者情報開示を求めるサピーナ手続をして、運営者を特定するとか、フォレンジック調査で直接的に運営者を特定するとか、そういったものをしていきたいと。さらに、そこから得られた情報に基づきまして、我が国政府、そして在外公館の皆さんの御支援をいただきながら、CODAとモーション・ピクチャー・アソシエーション及びACE等々のネットワークを活用して、運営者を追及してまいりたいと思います。

検索サイト対策に関しては、グーグルさんと連携して進めております。

広告出稿の抑制ということで、広告3団体と連携をしながら今活動をしておりまして、おかげさまで、大手の広告は載らず、アウトサイダーの広告が載ったり、アダルトやギャンブルの広告が載るといった状況でございます。

フィルタリングも、関係団体と海賊版リストを共有しております。

ここには書いておりませんが、リーチサイトにつきましても、昨年10月1日法施行におきまして、日本の無料ホームシアター等が閉鎖するなど、一定の効果があります。

現状まだ中小のリーチサイトが残っておりますので、これに関しましては警察庁と御相談をさせていただいているというところでもあります。

次ページをお願いします。

CODAとして御支援のお願いということでもありますけれども、今までCODAは海外の団体とバイでの付き合いをしておりまして、筆頭はモーション・ピクチャー・アソシエーション、ACEといった団体等々と連携をしているところではありますが、彼らのやっている対策メニューというのは大体一緒です。国際的に対策というのは共通化しておりますので、この輪をバイからマルチに広げていきたいということで、民間で、仮称ですが「国際海賊版対策機構」というのをつくりまして、まずは緩やかな枠組みで、東南アジアの国々を入れてこのようにいわゆる海賊版対策ということで、他の犯罪に比べまして認識とプライオリティが低いものですから、そのステージを国際的に上げていくことを目的にこういう組織をつくっていききたいと思っています。

まずは、CODAとMOUを締結しておりますMPAですとか、韓国のKCOPA、COA等々と連携しな

がら輪を広げていきたいと思っておりますので、ぜひとも御支援いただければ幸いというところでございます。

最後のページをお願いします。

先ほどの国際執行プロジェクト、昨年度から経産省さんの支援を受けまして、プレ実験というものをやっております。おかげさまで、ある程度の特定はできつつあるということで、運営者が把握できる可能性が非常に大になっています。

そうなりますと、国際執行をしっかりと実施することが大切になります。我々民間としても、民間のパイプを使うというのは当然のことではありますが、ぜひとも我が国政府にこの体制整備の強化をしていただきたい。いわゆるオンライン侵害に対しましても、マルチではなくて、今度はバイということで、二国間において深掘りの体制を強化してほしいと思います。

関係省庁・在外公館の連携は当然でありまして、侵害発生国の執行機関への具体的な働きかけをお願いしたいと思っております。

これは参考までに、MPA、アメリカの場合でもアメリカの公館が当該国に対して強いプレッシャーを与えるということも現実にワークしていますので、ぜひとも我が国もそのような体制を確立していただければ幸いというところでございます。

以上、私からの御提案とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○中村委員長 どうもありがとうございました。

ABJさんから実態の話があつて、CODAさんから対策とその提案もいただいたところでございますが、質疑の時間としたいと思います。どなたか、質問、コメント等はございますでしょうか。

渡邊さん、お願いします。

○渡邊委員 電気通信大学の渡邊と申します。

大変意義深い最新の結果を提示いただきまして、ありがとうございます。

伊東様のお話に関して、私なりの意見なのですが、漫画村を超える被害が継続と書かれているのは、ちょっと控えめにおっしゃっている気がします。Similar Webが2019年9月に解析方法を変えていることから、現状だと漫画村のアクセス数を大きく超える危機的な状況だと認識しています。

また、12月から2月の期間で、海賊版のアクセス数がダウンロードのものに関しては減っていると部分は、ここ数年は、1月から2月の月間というのは、10%程度減少傾向にあることや、様子見をしているユーザーがいることも考えられますので、ぜひ長いスパンで注視していただければと思います。

あと、少し質問させてください。漫画系海賊版サイトの上位二つのネットブロックオナーはクラウドフレアかと思うのですが、ベトナム系だということはどのように取得できたのかということ差し支えない範囲で教えていただきたいです。また、ベトナム系に対し

てあらゆることをされたと書かれていたのですけれども、具体的にどのようなことをされたのか可能な範囲でお示しいただけるとありがたいです。

以上です。

○伊東氏 伊東から答えさせていただきます。

クラウドフレアを使っていたのですけれども、今はロシアのサーバーに移転したという状況になっておりますが、クラウドフレアを使っていたということで、クラウドフレアに対して開示請求をアメリカで訴訟提起して、クラウドフレアから出てきた情報を見ると、IPアドレスがざっと1000とか出てくるわけなのですけれども、そのほとんどがベトナムからのアクセスだったということで、高い確率でベトナムに運営者がいるというような結果を基に推測しております。

できる範囲ということでは、クラウドフレアからの情報に基づいて、今現在、できる範囲の対策を、関係各省庁と連携しながら去年の秋以降実施しているという状況になっております。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○中村委員長 林さん。

○林委員 御説明ありがとうございました。

伊東さんが今年の2月26日に福井健策先生とウェブで「オンライン海賊版の猛威」というタイトルでセミナーをなさったのを拝聴いたしました。この間、本当に、後藤さんや伊東さんからも御説明があったように、取り得る全ての海賊版対策を、今日お話があった以外にも、刑事手続も、外国での訴訟提起も含めてなされてきたにもかかわらず、2018年の漫画村の緊急対策をしたときをかなり超える被害が、特に日本からの海外へのストリーミング型の海賊版サイトへのアクセスが急増しているということを御紹介いただきまして、これへの緊急対策が本当に必要な時期になっていると思います。

御説明の中で、対策の国際的メニューは大体同じだということもあったのですが、1つ大きく違うのは、海外では海賊版が問題になっているほとんどの国ではサイトブロッキングを採用されているということが、日本が他の国と違うところだと思います。日本はサイトブロッキング以外のあらゆる対策を取っていますが、それにもかかわらず、今、先ほどからご説明いただいたような甚大な被害が逆に急増している状況にあります。

インターネット上の海賊版被害に対して海外ではどうしているのかといえば、特に欧州ではこの間サイトブロッキングの活用が広がっております。これまでイギリス、スペイン、イタリアなどで司法型のサイトブロッキングの活用が広がっておりますが、ドイツでも今年3月から新しくサイトブロッキングの制度を開始することになっております。略称を「CUII」と書かれている、ドイツのクリアリングハウスによるブロッキングの制度でして、権利者団体とプロバイダ団体とでボードをつくり、退官した元最高裁判事をトップに置いたボードで審査をして、Agency、日本では総務省のようなところに当たるのでしょうか、行政でブロッキングを執行するというこのようです。

先ほど事務局から、資料2でインターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」の工程表の御説明がありました。この工程表の第3段階には「他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」と記載されていますが、すでに工程表の第1段階にあげた取組を、侵害コンテンツのダウンロード違法化の立法・施行も含めてすべて実施し、第2段階のアクセス警告方式の導入や法整備もすべて完了してきまして、それぞれの工程の対策メニューを全てやってきたにもかかわらず、現状このように日本からの海外へのストリーミング型の海賊版サイトへのアクセスが急増して甚大な被害が発生しているということを考えますと、いよいよ日本も工程表の第3段階のサイトブロッキングに係る法制度整備に進むべき、待ったなしの時期であると考えます。もはや第3段階に進むかどうかではなくて、どのようにサイトブロッキングを導入するかという議論を一刻も早く始めるべきではないかと思えます。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。

ブロッキングの改めでの提案をいただきました。

ほかにいかがでしょう。川上さん、お願いします。

○川上委員 総合的な対策メニューの第3段階に進むべきではないかということで、林委員のほうからも提案がありましたけれども、そもそもの疑問として、第3段階に進むべきかどうかの判断をどういうふうにするのかということが、今までのこの会議でも明確にされてこなかった。

そこで、この場にいる委員の方とか省庁の方にもお伺いしたいのですが、まず、現状認識として、今漫画村と同程度、もしくはそれ以上の被害が出ているわけですがけれども、これを重大だと思っているのか、それとも大したことはないと思っているのか、大したことはないと思っている人が果たしているのかどうかについて、確認をしていただきたい。

その上で、サイトブロッキング以外にもいろいろな方法がありますけれども、実際にそれらの方法を進めていても、結局、漫画村程度の被害に増えてきたわけですね。今、この第2段階の方法（アクセス警告方式）はまだやっていないということなのでしょうけれども、第2段階の方法で海賊版の撲滅ができる、抑止効果があると本当に思っている、主張されている方はいるのか。効果がないという意見は、私も含めてあると思いますが、効果があるのだから、まずこれをやるのだと思っている人が存在するかどうか、というのを総務省の方も含めて意見を明確にしていきたい。

それが本当に効果があるのだという意見があるのであれば、効果がなかったらどこがどう責任を持つのか。例えば総務省が効果があると主張するのであれば、効果がなかった場合には総務省が今後の被害に対して何か予算でもつけて弁済するような措置までやってくれるのか。それとも、効果があるかどうかは分からないのだけれども、その先の議論には責任をとらないという立場なのか。取りあえず、皆様の立場をここではっきりさせていただきたいということをここで提案いたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

今の点は、事務局はどうですか。

○田渕参事官 知財事務局でございますけれども、我々も海賊版の現状は非常に深刻なものだとは捉えておまして、この総合対策メニューの更新と並行して、関係省庁と密に連携しながら様々な具体的な取組を進めているところでございます。

このメニューにもあるとおり、今の取組の効果や被害状況等を見ながら、第3段階のブロッキングに係る検討を進めるかどうかについては判断することになると考えております。これから法整備に向けて準備することも含めて、その対策の状況、被害状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○川上委員 その被害状況の認識についてお尋ねしているのです。今の被害状況は深刻であるとおっしゃいましたけれども、被害状況を見ながら対策を考えるということは、まだ深刻ではないと判断されているということでしょうか。

○田渕参事官 今でも十分に被害状況は深刻だと、関係者一同認識はしているところであります。

○川上委員 ということは、第3段階への議論というの、知財事務局としてもされているということでしょうか。

○田渕参事官 具体的な会議体での検討というのはまだですけれども、他の取組の関係省庁としっかりと連携して進めるというところに、まずは注力をしているところでございます。

○川上委員 他の取組で効果があると思えている関係省庁の方がいらっしゃるということでしょうか。

○田渕参事官 緑で新たに加えた部分の効果というのは一定程度期待できるのではないかとこの考えの下で、新たに今回の対策メニューにも加えているところであります。

○中村委員長 ありがとうございます。

この対策メニューも第1段階、第2段階、第3段階ということで決定はしているのですが、その第3段階を排除しているわけではないので、川上さんがおっしゃったように、どこでこのスイッチを入れる必要が出てくるのかということも、我々としてもこの海賊版対策をどのように進めていくのかということも監視したり評価したりするという立場でもあると思いますので、議論あるいは必要なアクションを取っていく場面も出てくるかなと私も聞いておりました。

今のブロッキング云々の議論について、ABJさんやCODAさんは何か御意見がありますか。

○後藤氏 後藤です。

サイトブロッキングについては数年前に議論されたとおりでありますが、CODAとしてもサイトブロックが必要であると思っています。ただ、それは絶対ではないということは、世界的な認識でもありますけれども、侵害対策のツールとして大きな役割を担っているということは言えます。

さらに、イギリスでは、いわゆるURLをこころろ変えても、その辺も追及できるダイナミックサイトブロッキングというものをやっていますので、非常に効果があると私は認識しています。

以上です。

○中村委員長 ABJさん、いかがでしょう。伊東さん、どうぞ。

○伊東氏 ABJの伊東です。

一応、今問題になっている海賊版サイトに関しては、いろいろと対策を積み上げてきて、割と最終段階に来ておりますので、それを政府、文化庁、外務省、法務省等々の協力を得て現地での対策がしっかりと実行されれば、短期的にはそのサイトの運営者が捕まったり、サイトが閉鎖になったりということを今非常に期待している段階ですので、それが速やかに実行されることを強く希望しているという状況になっております。

○中村委員長 どうもありがとうございます。

ほかにこの件について、皆さんいかがでしょう。

川上さん、もう一度。

○川上委員 僕が再度申し上げたいのは、いろいろな対策があるのですが、基本的に全てユーザーに対するお願い、ほかの国に対するお願い、実質的には海賊版行為をやらなくてくれというお願いをしているだけなのですね。そういうもので世の中が運営できればいいのですが、法の執行というのにはある程度の強制力を伴うものだというのが普通だと思います。その意味では、この中で強制力を伴うものというのは、基本的にはブロッキングしか存在しない。違法行為の摘発をお願いベースで国際的な協力で実現できるのであれば、それはとても素晴らしいことなのですが、それが期待できない以上、ブロッキングしか方法がないということをここで改めて述べさせていただきたいと思います。実際にベトナムのほうがうまくいくかどうかというのは、大きな試金石、判断材料になるのではないかと思います。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。

ベトナムの話などに対して、CODAさんも力を入れておられて、国際執行などのアクションも非常に期待するところではございますけれども、このような事態が一気に進んでいるということを我々としてもどう受け止めるのかということを含めて、重ねて何かコメント等あれば。

この会議体で何かを決めて云々ということでは必ずしもないのだろうと思うのですが、ちょうど今から2年ほど前に海賊版の対策が緊急で政府から打ち出されたときも、緊急の措置として政府が考えて、ぱっとアクションを起こしたということですので、今後何か大きな事態が動くときには緊急のアクションということもあり得るのではないかと私は見ているのですが、ここの場で何か皆さんから追加のコメントがあれば、承っておきたいと思います。



渡邊さん、いかがでしょう。

○渡邊委員 日本レコード協会とアメリカ映画協会とで調査された著作権法改正前後におけるリーチサイトのアクセス状況調査では、悪質なリーチサイトはほぼ全て海外でホスティングされているので、10月に改正著作権法が施行されたあと、少なくとも12月までは主要リーチサイトへのアクセス数の減少は見られていなかったということは申し上げておきます。

○中村委員長 よろしいでしょうか。

政府、民間合わせて非常に厚い海賊版対策を取ってきていただいているのは評価するべきだと思いますが、その一方で、また改めて大きく事態も変わってきているという状況をひとまず認識をして、次にもっと進むべきではないかという提案もいただいたというところでございます。ひとまず、この辺りでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、次の議題に移りましょう。

「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」中間取りまとめが出されました。これは、私が座長を務めて、昨年9月から3月まで9回にわたりまして、デジタル時代のコンテンツの流通拡大の促進に向けて、著作物の権利処理の在り方、利益配分の在り方等の課題の整理、検討の方向性について議論をまいりまして、今回中間取りまとめを公表しましたので、その内容を報告したいと思います。

事務局から資料5の説明をお願いできますでしょうか。

○田淵参事官 デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方に関する検討ですけれども、知財計画2020の規定に基づいて実施してきたものでございます。デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益配分の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度、関連政策の在り方について、検討を行うという記述でございます。

これまでの検討経過ですけれども、昨年9月からこの3月にかけて9回の会議を開催いたしました。検討委員の皆様方のお名前につきましては、右側に記載のとおりでございます。ヒアリングを行った関係者ですけれども、こちらに記載のとおり、エイベックス・テクノロジー株式会社、グーグル、JASRAC、Nextone、ソニーミュージックエンターテインメント、ドワンゴ、Audible Magic、クリプトンフューチャーメディア、日本レコード協会、フジテレビ、骨董通り事務所の福井健策弁護士ほかの方々からヒアリングを行ったところでございます。

3月11日に中間取りまとめを公表いたしました。こちらがデジタル化による流通市場変化のイメージですけれども、この中間取りまとめの前半、かなりの紙面を割いて環境変化に関する現状認識をまとめております。

流通市場の変化につきましては、従来個別コンテンツ分野ごとの固有の流通経路があったものから、デジタル化によって配信限界費用が低減したりして、消費の地理・時間的制

約から解放されたという現状認識の下、さらにプロに加えてアマチュア、一般人を含む新たな制作の担い手も入ってきたというところ、そしてデジタル配信で流通経路が多様化したという現状認識についてまとめております。

次のページに行きまして、国内コンテンツ市場のネット化率というのも右肩上がりになっているところがございます。

次のページに行きまして、参考として動画配信サービスの利用動向についてですが、コロナ禍の巣籠り需要と相まってユーザー数を拡大させており、有料サービスだけではなく無料のサービスも拡大しております。これらのサービス提供事業者においては、外資系の巨大プラットフォームの存在感が非常に大きくなっているところであり、また、国内のプラットフォーム事業者や既存コンテンツ産業も配信プラットフォーム事業を行っているところでもあります。

次のページに行きまして、我が国のコンテンツ産業を取り巻く環境の変化ですけれども、前提としてデジタル化、ネットワーク化の進展がある中で、流通環境、消費動向、創作環境に大きな影響を及ぼしているところでもあります。また、グローバルなプラットフォームサービスの台頭も顕著となっております。コンテンツの価値がそれ単体としての価値にとどまらず、デジタル経済社会の発展を支える中間財、生活に溶け込むコミュニケーション消費財へと性格を変えている中で、デジタル経済発展のための重要課題であるという位置づけをしていただいております。

7ページ目に参りまして、こうしたコンテンツ市場をめぐる変化のポイントですが、繰り返しになりますが、配信ルートの多様化ですとか、あるいはコンテンツの分野横断の有効活用が容易化・拡大していること、プラットフォームの影響力の増大、データ発生源としての意義も加わり、デジタル・エコノミーの中間財として重要化しているという中で、デジタル技術革新を最大限活用して、権利者・利用者・国民経済上の相互利益をさらに拡大するチャンスが訪れているのではないかと考えております。

ただ、その中で権利者の利益保護と両立した権利処理等の取引コストの低減が鍵になる。ここでは権利者の特定や交渉に係る事務負担や時間のことを取引コストと呼んでおりますけれども、そうした認識の下、対応すべき課題をこちらの①から⑥のようにまとめていただいております。

それぞれの課題について、簡単に御紹介させていただきます。まず、一元的な権利処理の促進ですけれども、現状と課題といたしまして、コンテンツ流通の量的・質的な構造変化が顕著となっている中で、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物をはじめ、団体が管理していないものも含めた、膨大かつ多種多様な著作物等の利用が課題になっている。個別許諾を得るための権利者の特定や交渉に係る費用や時間（取引コスト）を低減することが必要であると同時に、適正な対価が権利者に還元されることが重要であるとしております。

既存の利用円滑化の仕組みといたしましては、著作権等管理業者による集中管理を通じ

た包括許諾ですとか権利処理窓口の一元化というものが既に行われておりまして、こうした取組を促進することで、取引コストの低減が可能になるのではないかとしております。

新たに政策的対応が求められるケースのイメージとして、過去コンテンツやUGC（ユーザー生成コンテンツ）を利用したい場合、あるいは権利者不明、連絡先が分からないなど、許諾を得ることが困難な権利者の著作物等も含め網羅的に利用したい場合、あるいは著作権と管理事業者等の団体が管理していない多様な著作物等を利用したい場合に、新たな政策的な対応が求められるのではないかとしております。

次に、検討の方向性ですけれども、権利者の利益保護と両立した一元的な権利処理手法の導入として、選択肢を4つにまとめております。

1つ目が「補償金付権利制限型」でございまして、こちらは既に教育分野等で導入されているものでございます。

②が「集中管理と補償金付権利制限の混合型」というものでして、こちらもこれから放送の同時配信を円滑に行うための仕組みの一つとして導入が検討されているものでございます。

③の「拡大集中許諾型」、こちらは日本には導入されておられませんけれども、欧州を中心に導入されてきている仕組みでございます。

最後が権利者不明の場合の裁定制度というものが今もございましてけれども、これを抜本的に見直す。この4つの選択肢におまとめいただきました。

それぞれ選択肢に求められることとして、まずaですけれども、分野・用途に応じて最適な手段・手続を使い分け、環境変化を受けた課題に応えられるようにすること。bとして、一元的な処理を可能としつつ、権利者の意思の尊重にも留意すること。例えば、アウトアウトが可能であることなどが含まれます。cといたしまして、市場合理的かつ迅速に対価決定を行うことが可能であること。dといたしまして、権利処理に当たっての障害を社会的意義や合理性に照らして簡潔かつ適切に解決できることとしております。

米印のところですがけれども、いずれの手法においても、一元的な窓口となる団体において対価の使途について適切な運用がなされることが必要である。分配ができない対価が蓄積する場合には、使途に関して一定の制約を課すことによって、制度の公正性を担保することが必要としております。

次に、4つの手法の特徴をまとめた整理表になります。補償金付権利制限、混合型というのは団体のメンバーにつきましては引き続き集中管理、ノンメンバーについては補償金付権利制限の対象とするという今般導入が検討されている仕組みですが、これが2つ目。3つ目の拡大集中許諾。4つ目の裁定制度の抜本的改正というのは、今、権利者不明の場合、文化庁長官から裁定を受けて著作物の利用を行うという仕組みになっておりますけれども、これを行政機関の関与なくして集中管理団体等を窓口にするという方向で抜本的に改正してはどうかという手法になります。

それぞれの手法について、適用可能な場面が広い狭い、あるいは大量の著作物等の

利用の円滑化に資するかどうか。集中管理等がされていない、許諾を得るための権利処理コストが高い著作物等の利用円滑化に資するかどうか。対価の決定の柔軟性、どの程度市場原理を反映させることができるか。権利者の意思の尊重が可能であるかどうか。権利情報の集約効果があるかどうか。権利処理の事務的負担や時間の削減効果があるかどうか。それぞれの項目について、特徴をまとめている表となっております。

11ページ目以降は、それぞれ4つの手法について、イメージ（仮説）とそれぞれの仮説に対する委員の皆様方からいただいた御意見をまとめております。

以上が一元的な権利処理の課題に関するものですけれども、次に19ページの「UGC等、多元化された制作環境の発展を支える権利処理の促進」ということで、現状と課題でございますが、投稿型プラットフォームで急増するUGC、ユーザー生成コンテンツ等について第三者が権利を有する既存の著作物等を利用して創作される場合も多く、その権利処理を円滑化し、対価還元を適正に実現する方策が重要としております。

下のほうに幾つか参考で書いております。例えば、企業によるUGC利用に関するガイドラインといたしまして、ゲーム業界では、一定の利用条件の下でUGCでの著作物利用を許容するガイドラインを公表する例が増えてきております。また、投稿サイト等のプラットフォームにおける取組として、プラットフォーム側で権利者と包括契約等を結ぶことで、ユーザーが権利者から直接許諾を得ることなく、一定の条件の下で著作物利用を可能とする取組も見受けられるところでございます。

具体的な取組例といたしましては、包括契約に基づく楽曲の利用許諾及び管理、フィンガープリント、画像認識等の技術による、投稿コンテンツに含まれる著作物の把握等がなされているところでございます。

検討の方向性としましては、権利者による意思表示の活用です。例えばガイドラインといったようなもの、あるいはクリエイティブ・コモンズ等の仕組みの活用。それからフィンガープリント等の技術活用による権利管理の容易化、コンテンツ流通の仲介者たるプラットフォームの果たす役割の明確化、包括的な権利処理とか情報提供といった役割が考えられるところです。

最後に、プラットフォームを介したコンテンツ流通の実態をより正確に把握して、課題を整理することが必要であろうという検討の方向性を示していただいております。

次に、20ページに参りまして、「利用円滑化の基盤となる権利情報データベースの整備」についてでございます。参考といたしまして、文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業、これは音楽分野における事業ですけれども、こうした様々なデータベースというのが既にあるところでございますけれども、権利者情報や許諾窓口の情報等を網羅的に集約したデータベースの利用者への周知ですとか、プラットフォームサービス等とのシステム連携の推進等を行うことで、こうしたデータベースに掲載されている権利情報が対価還元につながるような仕組みの構築が必要であろうという検討の方向性を示していただいております。

21ページですけれども、「コンテンツ制作における取引の適正化および就業環境の改善」の問題でございます。真ん中の参考部分ですけれども、制作現場における課題として、発注書面や契約が交わされない、著作権等の権利の帰属があいまい、著作物の利益のクリエイターへの分配といった問題が指摘されているところでございます。こうした課題に対応するために既に様々なガイドラインが制定されておりまして、放送分野の「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」ですとか、アニメーション制作に関するガイドライン、この3月26日に策定された内閣官房等による「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」といったものが策定されているところでございます。

検討の方向性としては、既に整備されているこうしたガイドラインについて、一層の普及・活用を促進するとともに、遵守状況調査、認定制度等との組合せを検討することが必要とされております。

最後のページに参りまして、(5)「デジタルとリアルで形式面・実質面でのずれが生じている規定の見直し」になります。

オンラインに様々な活動が移行する中で、例えば観客がその場にいる非営利の演奏ですとか読み聞かせのような口述が、テレビ会議システム等を用いた配信では許諾が必要となる場面がございますけれども、リアルで行うのと同等の行為がデジタル上で行われる場合について、実質的に権利者への影響が変わらない場合の著作権法上の規定の在り方の見直しという検討の方向性が打ち出されております。

最後に、当事者間協議やソフトローの活用になります

技術や市場の変化の大きい分野や新たな著作物等の利用が見られる分野については、関係者間の協議による合意形成の促進が必要ではないか。また、個別の紛争解決手段を通じた問題解決の積み上げ、さらには柔軟な法令規定と組み合わせたソフトローの活用といったものが必要であろうという検討の方向性が示されております。

以上がタスクフォースの中間取りまとめの概要の報告となります。よろしくお願いたします。

○中村委員長 どうもありがとうございました。

この場で言いますと、上野さん、内山さん、林さんの参加をいただいて、今後の著作権政策の方向性を論じたものでありますので、この会議とは密接な関わりがあるというものなのですが、質疑に入りますけれども、最初に事務局に質問なのですけれども、この位置づけとしては、タスクフォースの中間取りまとめをこの会議で今日もんで、親委員会の構想委員会に持って行って、それが知財計画に何らか反映されるというような理解をしておいてよろしいですか。

○田渕参事官 そのような段取りを考えております。

○中村委員長 そのような位置づけのものでございます。よろしくお願いたします。

私も取りまとめに当たりましたので、少しだけコメントをしておきます。

今説明がありましたように2章立てになっておりまして、最初の1章目、この資料でいうと6ページにあります、環境の変化の認識が流通・消費・創作・プラットフォームに関する記述がかなり本質的なことが書かれていると思います。

最大のポイントは、7ページの変化のポイントに一番下にかかれている、コンテンツがデータの発生源になって、中間財になるという認識だと思っています。つまり、コンテンツが産業全体、経済バリューの中心になるという認識を示した。それを踏まえた課題として、第2章ですけれども、その下にいろいろ書かれている項目がこれから対応すべきポイントとして列挙されているわけですが、そのうち①の一元的権利処理の促進というのが最も激しい議論となりました。これはもちろん制度変革を要する事項でもあるので、事務局は政府内の調整がとても大変だったのですが、私はそれ以上にその他の項目が重要だと思いました。それは、UGCのガイドラインとか、権利データベースとか、ソフトローといった法律以外の手法で、官民連携で問題解決をしていくことがより重要になっているということではないかと思っています。

さらに今回、そこには書いていないですが、議論を通じて感じましたのは、もはや大きな環境変化の中では著作権法制度という枠の中で部分解を求めても、最適解には届かないのではないかと。IT政策とか通信放送政策を含む、ソフトもハードも含めたより大きなメディア政策とか情報政策といったものを考える時期に改めて来ているのではないかと感じた次第です。

私からは以上です。質問、コメント等あればお願いいたします。

内山さん。

○内山委員 青学の内山です。

タスクフォースではかなりお世話になりまして、ありがとうございました。

こちらの議題の一つの前提は、これまではメディア村の中の人たちだけでコンテンツを作って権利者になっていくというような暗黙の前提があったと思うのですが、それがより広がるよ、一般の人たちにも開放されていくよという暗黙の前提を組み込んだということがあると思います。

今日の2番目の議論とも関係してくるのですが、いわゆる著作権教育というお話、つまり、3番目の議論は権利者としてアマチュアの方々が行動するに当たってどう振る舞うべきかというお話、それから今日の2番目の議論は、利用者としてどう振る舞うことがコンテンツ著作物の世界の中で妥当かということ。この著作権教育というお話が共通してあると、今日お話を伺って思いました。

ただ、これも正直耳障りのいい話であって、確かにいろいろな場面で著作権教育しようということと言われるのですが、実際それをどこで、どういう場面でやるのか。例えば、小中高という教育の中でいっぱい教えなければいけないことがあるなかで、その中にどうやってはめ込んでいくのか。あるいは、1年前、大学の先生たちも急にオンライン授業になって、SARTRAS絡みのことで急にあたふたした状況がありましたけれども、社会

人になっている大学の先生、あるいは大学生も含めた中で、どこでどう著作権教育なり啓蒙していくのか、もはや片手間に考えるべき水準ではないのではないかと。本格的に啓蒙であったり、教育であったり、あるいは社会制度の浸透をどう図っていくかということは、かなりリソースを割いて考えなければいけないところに来ているのではないかと考えました。

感想めいたことですが、以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょう。

○太田委員 テレビ東京の太田です。

僕はテレビ東京のコンテンツビジネス部という、まさに今話されたことの渦中にある部署の人間なので、そのリアルな感覚としてお話ししたいのですが、今話されていることは、デジタル時代に向けてコンテンツの保護だったり、クリエイターへの利益還元をしたいということなので、それはすごくいいことだと思うのですが、実情として少しお話ししますと、まず、配分する側のテレビ局としましては、正直おっしゃられるとおりデジタル化によってアウトプットが増えて、権利処理がすごく大変なことになっている。ほんの10年、15年前までは、例えばギャラの交渉をするにしても、基本地上波で放送するギャラが1次ギャラ、2次ギャラでビデオになるというすごくシンプルだったのですが、今はテレビだけでも地上波があって、BSがあって、CSがあって、それはどこまで1次ギャラなのかという話になって、2次的なギャラに関して言うとTVerという無料で見られるものがありますし、テレビ東京で言うと、「ネットもテレ東」というネットで見られるものとか、Paraviという配信会社、あと、テレ東の場合はAmazonとか、Netflixとか、U-Nextとか、Huluとか、いろいろなところと付き合っているんで、全てのサイトごとに結局処理を行っていかなければならないということがあって、そうすると数十円の振り込みのために数百円の振込手数料がかかるみたいな実態があって、その連絡を放送作家さんだったり、脚本家さんだったり、出演者の方にするというのが配分する側の実情で、これがイコールクリエイター側の視点にもなっていて、クリエイター側も売れている人からすれば数十円の振り込みのために請求書を発行するのだったら要らないですよというのが正直な気持ちなので、一方で、これが10年後、20年後変わっていくのだろうなという気持ちがあるので、面倒くさいけれども仕方なくやっているというのが実情なので、現場的な感覚で言うと、すごく疲弊しているし、クリエイター側も現時点で言うと作業が増えるだけで利益を享受できていないという感覚です。

さらに、今これがどんどん複雑化していくのですが、例えば、テレビ東京で言うと、今後AmazonとかNetflixで先行配信したものを半年後にテレビ東京で放送しますみたいなことを地上波はどこもやっていくのですね。そうなったときに、今の実情は全然追いついていなくて、今僕もその渦中にあるのですが、では1次ギャラはどこまで含まれるのかというのはケース・バイ・ケースでやっているんで、全然法律が追いついて

いないというのが個人的な感覚です。

2つ目に、デジタル時代のコンテンツ制作に関して、例えばYouTubeだと思えるのですけれども、ではそこが利益になっているかというと、それはテレビよりももっとまずい状態です。僕の周りのフリーのディレクターさんが、付き合いのある芸人さんがYouTubeを始めるからちょっと動画を作ってよと言われます。一週間かけて作って、ネットの記事で100万回再生されました、200万回再生されましたというニュースを見て、じゃあギャラは幾らもらえるのだろうと思って蓋を開けてみたら、3万円だったみたいなことが平気であるのですね。

結局YouTubeって、100万回再生されて幾らもらえますというのは規定で言うてはいけなから、芸人側もYouTubeってもうからないから、100万回再生されたけど俺も全然もうかっていないから3万円でもいいかみたいなことになっていて、実はそれってテレビよりも全然法整備がされていない中なので、すごくよくないなと。

特に、YouTubeに関してはテレビ側も責任があって、YouTubeはもうからないというのが認識としてあったので、宣伝の一部と割り切ってしまうている。なので、芸能事務所のほうも、YouTubeは宣伝のものだからお金にはならないよみたいなものがあしき慣習としてまかり通っています。

もう一つ、さっき議題に挙がっていたコンテンツがコミュニケーション消費財になっているというのは全くそのとおりで、ただ、ここはうまくやれたらいいなと思っているのです。例えば今大好きなドラマが放送しているとします。ドラマの一場面がフリーズして、この場面は最高ですとSNSにアップしたら、それは違法なのですよね。それって本当はばかしくて、何でドラマのことが好きな人がつぶやいているのに、それが違法になってしまうのだろうと思ってしまうので、その辺は変えなければならないのですけれども、なかなか変える方向になっていないなと思っています。

自分が思う提案なのですけれども、前向きな法律のプロが映像業界にも入ってきてほしいと思っています。僕も2年間くらいNetflixと一緒にドラマを作っているのですけれども、Netflixってうわさによると社員の半分以上が弁護士の資格を持っているらしくて、クリエイティブ出身の人はほとんどいない。なので、契約書のやり取りとかが全然太刀打ちできなくて、毎回うちは会社を挙げてNetflixの契約書を皆で見るみたいなことをやっているくらい、素人がプロを相手にやっているみたいな感じなのです。

最後に、さっき内山先生がおっしゃっていたことなのですけれども、本当に教育はしてほしい、メディアリテラシーを高める必要があると思っています。僕はTwitterをやっているのですけれども、悪気なく「テレビ東京のあの番組をYouTubeで見ました。めちゃくちゃ面白かったです」とか、「あの番組をYouTubeにアップしておいたので、東京にいない人も見られますよ」みたいなものを好意でアップしてくる人が多いので、そこはまずいなと思っています。

以上です。



○中村委員長 ありがとうございます。

とても大きな指摘を幾つもいただきました。どう受け止めたらいいだろうと思いつつ聞いていました。

ほかにいかがでしょうか。

○堀委員 堀ですけれども、よろしいですか。

○中村委員長 お願いします。

○堀委員 まさにテレビ局と2次使用について交渉している映像の権利処理機構の理事長をやっておりますので、今の話はよく分かるのですけれども、逆に言うと、非常に共感するところもあるので、我々からするとテレビ局の人の側もまだビデオの時代の権利処理を引きずっているのです。必ずドラマ10%、バラエティは7%、ドキュメンタリーは3%という、そんな複雑なことやめましょうよ、全部一律にしましょうよと言っているのは実は実演家団体だったりするのです。

そもそも1次ギャラが決まるのは、ドラマの放送が終了した後が多いわけです。契約書は半年から1年後なのですね。まず、アスクルでも、ボールペン1本でも納品書を出しますよ、納品書があれば権利者不明というのはこの先起きないのですよということを言っても、要はそれも面倒くさいという話なのです。口約束の契約だとか、それでいいではないかと。ずっとこれでやってきたので、膨大な権利者不明が出てしまっている。これはしょうがないのだと。

先ほどの裁定制度を実際使っているのはNHKとWOWOWの一部だけです。ほとんどの民放局さんは権利者不明でも二次使用しています。この裁定制度も、僕は不明者公示後3~4年で権利が消滅してもいいではないかということも前から言っていて、クレーム基金を積み立ててそればかりがどんどん増えていくというのは、後の処理が大変だし、公示の仕方にも問題があるのでしょうかけれども、これも有名無実なので、最終的な不明者の権利制限というのは、権利が最終的に消滅するということまで、これは私見ですけれども、行ってもいいと思います。

今回のコロナ禍で、音楽も映像も、特にドラマの分野に関しては、頭で認識しておいたほうが良いと思うのは、完全に韓国に負けたということなのですね。Netflixが伸びているのも、日本のアニメと韓国のドラマだけが中心になっているのです。そのベスト10で日本のコンテンツは去年ほとんど入らなかったわけです。

有力なコンテンツがあれば、サブスクリプションでもお金を払ってくれるというのは、大学などで講義に行ってもこの3年間で確実に増えています。ですから、学生の教育もものすごくうまくいっている部分もあるのだけれども、やはりお金を払うべきだという人と、どうにかしてでも払いたくないという人に完全に分断されていると思うのです。先ほどの漫画の部分もそうですけれども、そこはサイトブロッキング以外に道はないと思いますし、著作権の侵害に関してはアメリカ並みの懲罰主義の慰謝料というか、損害賠償というのがないと、知りませんでしたで済まされてしまう。

これは僕の実体験であったのですけれども、テレビの制作会社の人たちがコロナで休業しなければいけなくなって、配信のコンサートを企画しました。YouTubeでやります。有料ですから、無観客コンサートなわけです。でも、彼らは、それはYouTubeが権利処理をしてくれるものだと思っていて、JASRACに申請を出していなかった。ましてや、カバー曲ばかり歌うのですけれども、原曲の商業用レコードそのものを一部抜粋して、ラジオシーンを作って勝手に流していたという事件がうちであったのですね。それも、既存の曲をラジオで流すのは、ラジオ局のブランケット契約に入ると思い込んでいたという話なのです。通常、既存楽曲というのはCMで流すときは数百万の指し値で、外国曲に至っては何千万という楽曲使用料を払うということをプロですら知らないのですね。

ですから、幾ら若い人に教育をしても、大人になった人には教育のしようがないという、この問題をどうするかというのは結構大きいと思います。特に、ずっとブランケットで守られてきた人たちにもう一回これを教育するのは大変なことで、YouTubeでやっているコンサートも実際には把握できていないのです。どのくらいJASRACに申請があって、本当に処理ができているのかということも分からない。

我々は、ライブが88%市場を失っていて、我々のやっていることは不要不急だとずっと言われ続けて、どうも一般人の人たちにもエンターテインメントというものは大したことではないもので、ライブなんかは配信をすればいいではないかと思われていたと思うのです。でも、実際配信のライブでうまくいったのは、普段チケットが取れないジャニーズのタレントとか、サザンオールスターズとかの一部だけなのです。これは全く多様性を失っているし、結局デジタルで何でもやれば今まで取り込めていないマーケットが突然わき上がってくるということは実際にはそんなにないのです。だから、そこを含めて、権利の処理もそうですけれども、いかにシンプルな考え方にするかということをしなければいけない。

どちらかというと、払う側の人にはシンプルにするためには買取りにしようとか、1次ギャラで全部包括にしましょうということをするのですけれども、それでは音楽と映像の間にあまりにも差があり過ぎてしまう。ここはどうするのだということはある程度いいのではないかと思います。

ですから、ここにいる皆さんも、政府の皆さんも、コンテンツ産業というのが莫大な収益をもたらすものであるにもかかわらず、その議論をずっと続けていったからまんまと韓国にやられてしまっている。今日のニュースにも出ていましたけれども、BTSの事務所はアメリカのエージェントを1000億で買ったわけですね。完全に向こうのほうにリードしているということは認識しておいたほうがいいと思います。

○中村委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。林さん。

○林委員 ありがとうございます。

今テレビ局側と堀委員からも、実務の現場がどれだけ危機的な状況にあるのかというお

話をいただいたと思います。

先ほど中村座長からも御紹介があったように、タスクフォースの「中間取りまとめ」は第1部で、市場の構造変化に対する危機感を共有して、第2章でそれに対する対策の骨子をまとめたものなのですが、例えば、一元的な権利処理の論点にしても、そこで挙げている対策は、どれか1つを選択するというものではなく、相互に併存、補完し合う関係のものとして出されているものとして、読み手の方には受け止めていただきたいと思います。

それから、4つ挙げられている手法なのですが、拡大集中許諾制度以外は既存の制度の手直しをするという御提案であります。こうした市場環境の構造的な変化に対してこれまでの制度選択肢の手直しで足りると考えるのか、それだけでなく新たなチャレンジャーに向けて選択肢を広げるべく拡大集中許諾制度も導入するということに一步踏み出すのか、ここの意見の違いは市場環境の構造的な変化に対する危機感の時間軸の違いのかなと思います。

先ほど太田さんから、まだ43歳なのであと10年でテレビ業界が終わったら困るというお話があったと思うのですが、まさに日本ではいろいろ議論している間に、海賊版対策でも失われた利益をちゃんとクリエイターに還元できていれば、次の制作に打って出られたかもしれない。2018年の緊急対策のときにすぐにやっていたら、今3年経ってこの状態はもう少しましだったかもしれないと思ったりすると、私としては時間軸としては日本は切迫したところに来ていると思っております。この「中間取りまとめ」はタスクフォースの考え方をまとめたものではありませんが、今後、ぜひとも政策実現に向けてスピードアップして政府は一丸となって進めていただきたいと思います。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。

皆さんからそれぞれの立場で危機感を表明していただいております、この中間取りまとめのメッセージとしても危機感のところをもっと強めに言ってもよかったかもしれないなどと思って聞いておりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、この辺りにしたいと思います。どうもありがとうございました。

今日はいろいろな重い意見をいただいたと思います。ありがとうございました。

今日の議論について、田中局長、何かございますでしょうか。

○田中局長 今日活発な御議論ありがとうございます。

前半の模倣品対策、海賊版対策についてでございますけれども、今日もABJ、CODAのほうからお話ございましたけれども、まずベトナムをどう押さえるかというのがまさに試金石であり、焦眉の急だと思っております。

今日も2つの団体から御説明があり、これにつきましても関係省庁のほうで、これ以外の関係事業者、広告事業主、セキュリティ事業者やフィルタリング事業者も交えて、相当情報共有をして、相互のアセットを持ち寄って、対策が取れる体制は深まってきたと認識

しておりますが、まだまだその実行面において、例えばアクセス警告方式のセキュリティ事業者のところはMcAfeeが動いていますけれども、それ以外はまだこれからと。これについても期日指定型でいつまでに実行するかということの回答を迫っているという状況なわけですけれども、そういう形で時間軸を明確にした実行ということについて、さらに深めていく必要があると思っています。

何よりも、海外での摘発、最終的には逮捕に至るところまで、とにかく一日も早くやりたいということで、私も先月末に自ら駐ベトナム大使に電話をしまして、具体的に摘発情報の入手と警察に対する対応について具体的な相談をして、早急に動いてもらうことにしております。そういうことをやりながら、とにかく実行を急ぎたいということです。

後半の議論ですけれども、今日も現場にいらっしゃる委員の方から大変生々しいお話をお聞かせいただきましたが、私も構造変化の中で、今の状態で推移していくと、産業界のみならず日本社会全体にとってどういうことをもたらし、どういう意味があるのかということについて、もう少し深掘った議論が必要なのかなということを感じました。

スピーディーに動けという話はここにおいてもまさに焦眉の急なわけですけれども、これは官側で制度を所管していたり、ほかの政策リソースを持っている幾つかの官庁がありますが、その危機像について具体的なイメージを持って共有ができていないか、中間取りまとめの前半のところでも、そこは可能な範囲で浮き彫りにはしたつもりなのですが、ステークホルダーを巻き込んだ議論という形では、ちょっと座敷の設定自身もそういうふうにしていなかったという面もあって、不十分な面もあります。やればやるほど生々しい話になっていくわけですけれども、そういう話も共有していかないとスピードアップを図ることがなかなかできないのかなということも感じています。

これは同じく、産業セクターにおいても官民で同じような危機感を共有していく材料というものが必要なのではないかと感じています。そういう議論をどういうふうに深めていったらいいのかということについて悩んでいます。そういうことについても、またこの小委員会で少し御議論いただくのも意義があるのかなということも感じているところであります。

いわばコンテンツを取り巻く環境変化や構造変化、それとその産業及び国民社会に対する影響、その展望と課題というのは一体何なのかということについて、少し御議論いただくのも意義があるのかなということも感じられる部分がございます。また座長に具体的な議論の進め方について御相談したいと思っております。

以上になります。

○中村委員長 どうもありがとうございました。

では最後に、事務局から何か伝達事項があれば。

○田淵参事官 次回のコンテンツ小委員会の開催予定につきましては、改めて事務局から御案内いたします。

本日はどうもありがとうございました。

○中村委員長 では、閉会いたします。  
ありがとうございました。